

石鹼の輸入

○HS：せっけん類（HS3401）関税 Free

○輸入の手順

薬事法の化粧品製造販売業及び化粧品製造業の許可取得→化粧品外国届及び化粧品製造販売届→海外へ注文→港/空港に商品到着→通関時まで確認印が捺印された「厚生労働省確認済輸入届」の入手→輸入通関時に税関に提出→輸入申告→輸入許可⇒引取

○輸入及び販売の規制

輸入時の規制

- ・薬事法
- ・食品衛生法に基づく洗浄剤の成分規格

販売時の規制

- ・家庭用品品質表示法に基づく表示
- ・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）／公正競争規約／業界基準に基づく表示
- ・工業標準化法（JIS規格）：品質の規定

○薬事法

・国内の製造販売業者から化粧品を仕入れることと、海外業者から仕入れることは大きく違います。

国内で製造された化粧品を製造販売元から仕入れて小売を行う場合や、海外ブランド化粧品を国内輸入販売元から仕入れて小売を行う場合には、その小売業者は薬事法上の許認可を特に要しません。このため小売業者自らが、外国から化粧品を直接輸入して、国内で小売りを行いたいとの考えをお持ちになることが多いのですが、薬事法上では外国から化粧品を輸入し、販売する行為は、国内での製造販売業者や製造業者と同様の責務を負うこととなり、化粧品製造販売業及び化粧品製造業の許可の取得が必要となります。単なる海外化粧品販売者ではないことを十分に認識しなければいけません。

・化粧品を輸入し、販売するには、化粧品製造販売業と化粧品製造業の許可を取得しなければなりません。

化粧品を海外から輸入して国内販売を行う場合には、化粧品製造販売業の許可を知事より受けなければなりません。また、輸入した化粧品の保管行為には、化粧品製造業の許可を必要とします。

・「化粧品」に似ている製品で「医薬部外品」があります。

例えば、化粧水や入浴剤等の中でも「薬用化粧品」「薬用入浴剤」「薬用石けん」等の名称を付けて販売されているものです。「医薬部外品」は「化粧品」では認められない効能をうたうことが出来ますが、化粧品製造販売業、製造業の許可では取扱いができず、また、1品目ごとに厚生労働大臣等の承認を受ける必要があります。取り扱う製品が化粧品に該当するものか、医薬部外品等その他に該当するものか十分に注意して判断する必要があります。

出典：静岡県HPより <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujisidou/mayaku/kesyou-yunyuhajimete.html>

- ・岡山県医薬安全課への相談⇒TEL：086-226-7340

化粧品製造業又は化粧品製造販売業の許可取得を希望する場合は、申請書の提出を行う前に、事前に担当者に相談を行います。⇒<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-115941.html>

- ・他社に輸入を依頼する場合：化粧品の輸入代行業者の【例】（ネットで入手）

関東：<http://xn--mnqx4ddxbhe01fqydg69cs4tbf2l2a35p.com/>

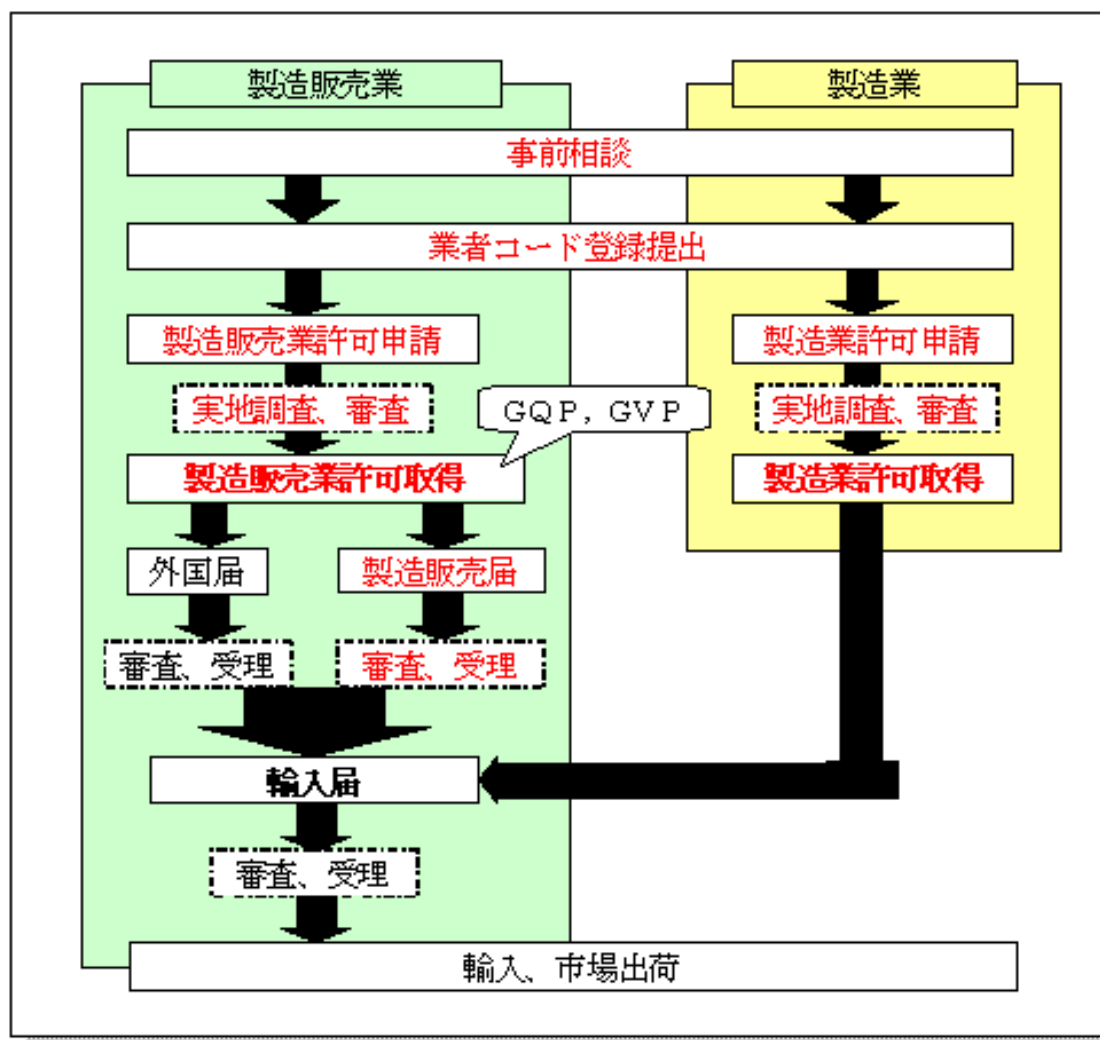
関西：<http://ainslab.com/>

韓国製専門：<http://www.gcompany.jp/>

株式会社ダイアド：<http://trading.dyad.jp/flow.html>

- ・自社で薬事の許可を取る場合：自社で頑張るか、行政書士（化粧品・医薬部外品の輸入販売、製造販売の許可取得の分かる行政書士）に依頼するか
⇒兵庫県の事務所：<http://www.office-ihara.com/kesyou/>

輸入の流れ（静岡県のHPより）



- ・化粧品製造販売業の許可：化粧品を海外から輸入して国内販売を行う場合には、化粧品製造販売業の許可を知事より受けなければなりません。
- ・化粧品製造業の許可：海外からの化粧品の保管行為には、製造業者の許可を必要とします。
- ・化粧品外国届：海外の化粧品製造所に関する届出を行わなければなりません。
- ・化粧品製造販売届：化粧品一販売品名ごとに製造所情報を届けなければなりません。
- ・化粧品輸入届：通関時まで確認印が捺印された「厚生労働省確認済輸入届」が必要です。